

地方公共団体名	埼玉県
---------	-----

1．設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所 (福祉保健総合センター)	10
保健所	20
児童相談所	6
婦人相談所 (婦人相談センター)	1
身体障害者更生相談所 (総合リハビリテーションセンター)	1
知的障害者更生相談所 (総合リハビリテーションセンター)	1
精神保健福祉センター	1

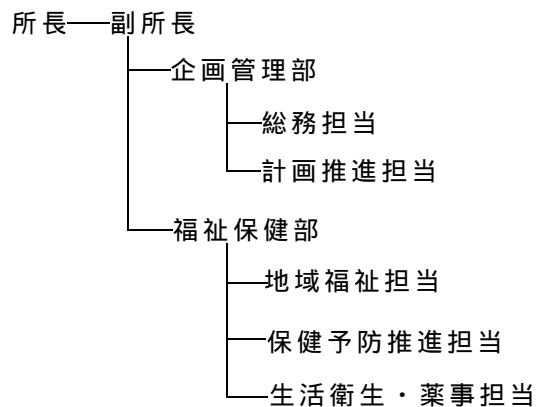
2．統合事務所の概要

統合事務所名	福祉保健総合センター
統合事務所箇所数	10箇所
統合時期	平成9年4月

埼玉県においては、福祉と保健医療に係る施策の一体的な推進を図るため、平成9年4月に福祉保健総合センターを設置した。

同センターは福祉に関する事務所であり、かつ保健所を内部組織として位置付けている。

【標準的な福祉保健総合センター組織図】



3．統合効果

(1)住民サービスの向上

福祉と保健医療に係る施策のより一体的な展開が容易となった。

なお、住民サービスが向上した具体的な事例については別紙（P～P）のとおりである。

(2)組織・人員

保健・福祉分野に関する調整部門として、福祉保健総合センター内に計画推進担当グループを置き、福祉と保健医療に関する市町村支援、情報等の収集・分析及び提供、災害等非常時における体制整備等対応策の策定に関する事務等を所掌させている。

また、福祉事務所機能である生活保護・母子福祉・DV・福祉施設指導等の業務と、保健所機能である母子保健・精神保健・食品監視等の業務との密接な連携が容易となった。

(3)施設・設備

福祉事務所と保健所を並置し、同一庁舎とした。

なお、他の県出先機関との集合設置が3か所、単独設置が7か所となっている。



(4)行政運営

医療計画、介護保険事業支援計画、老人保健福祉計画、障害者基本計画など、県の各種計画の、一体的・効果的な推進が容易となった。

担当：埼玉県健康福祉部

地域保健福祉体制整備室

TEL	048-824-2111
FAX	048-830-4800

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対 象 者 の 区 分	障害者 ○ 高齢者 母子家庭 児童（児童虐待防止、子育て支援） 婦人保護、DV ○ 難病 こころの健康 ○ その他
当該対象者の概要	１３歳中１。父母離婚し母と姉の３人暮らし。公立中学校の特 殊学級に在籍。 母、外国人であり、日本語の読み書きが不自由。日常会話は簡 単なコミュニケーションがとれる程度。
これまでの経過	母より、夫（父）からの暴力や離婚に関して、女性相談員（母 子自立支援・婦人相談担当）に相談があった。正式離婚後、母子 ３人で他所で生活を開始。生活保護受給者となる。 その後、本児に関し中学校の担任から連絡を受けた母から相談 を受けた女性相談員が、保健師に相談し、子どもの心の健康相談 を利用。ここで、精神科受診を助言され、小児精神科外来を受診 し、現在も治療中。また、療育手帳も取得。
保 健 ・ 福 祉 の 連 携 状 況	相談を受けた女性相談員が、同一組織内の生活保護担当者・保 健所保健師・家庭児童相談員とチームを組んで対応するとともに、 児童相談所の担当者との連携を図っている。
サ ー ビ ス 向 上 の ポ イ ン ト	当該ケースは、DV・経済的困窮・精神障害・児童福祉といっ た多くの問題を抱えたものであった。しかし、初期対応者の女性 相談員が、関係専門職と速やかに連携したことで、各種福祉サー ビスの迅速な提供や、医療機関での受診の助言が可能となった。

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対 象 者 の 区 分	○ 障害者 ○ 高年齢者 - 母子家庭 - 児童（児童虐待防止、子育て支援） ○ 婦人保護、DV ○ 難病 ○ こころの健康 - その他（アルコール依存症）
当該対象者の概要	32歳女性アルコール依存症で夫とは離婚。長男（4歳）、次男がいるが、次男は生後3か月で乳児院に入所。生活保護受給中。同居している家族は、父、兄（ともにアルコール依存症）、兄の長女（10歳）。
これまでの経過	離婚後、生活保護受給。 その後、次男出産に伴い、育児不安となり、生活リズムも崩れ、アルコール量増加、食事もとらずの状態になったため、保健所の母子保健担当者及び精神保健担当者がかかわるとともに、次男施設入所に向け、児童相談所と相談開始。
保健・福祉の連携状況	生活保護担当者及び家庭児童相談員がケースを家庭訪問し、把握した状況を、同組織内の保健所保健師・PSWや町の保健師に対して速やかに情報提供するとともに、福祉保健総合センターが主体となり、児童相談所や町を含めたケア会議を定期的開催している。
サービス向上のポイント	当該ケースは、経済的困窮・アルコール依存症・母子保健・児童福祉といった多くの問題を抱えたものであった。しかし、初期待応者の生活保護担当者が、関係専門職と速やかに連携したことで、生活保護の適用にとどまらず、同居の家族も含めたアルコール依存症への対応、児童虐待未然防止、子育て支援などが可能となった。

【標準的な福祉保健総合センター組織図】

